

## 生命医療共済普通共済約款 新旧対照表

新（変更後）	旧（現 行）
<p><b>生命医療共済普通共済約款</b></p> <p><b>【 抜 粋 】</b></p> <p style="text-align: center;">神奈川県福祉共済協同組合 平成 20 年 3 月 27 日 制定 <u>平成 25 年 7 月 17 日 改定</u></p> <p style="text-align: center;">＜第 1 条から第 17 条まで変更なし（略）＞</p> <p>第 18 条（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。</p> <p>① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、本組合に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合</p> <p>② 共済金受取人が、本共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合</p> <p>③ 前 2 号に掲げるものの他、本組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合</p> <p><b>④ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかの事実</b><u>に該当する場合</u></p> <p><b>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</b></p> <p><b>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</b></p> <p><b>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</b></p> <p><b>エ. 共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合</b></p> <p><b>オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</b></p> <p>2. 共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、本組合は、<u>共済金（前項第④号のみに該当する場合で、前項第④号アからオまでに該当した者が共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人であるときは、共済金のうち、その共済金受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下本項において同じとします。）</u>を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>	<p><b>生命医療共済普通共済約款</b></p> <p><b>【 抜 粋 】</b></p> <p style="text-align: center;">神奈川県福祉共済協同組合 平成 20 年 3 月 27 日 制定 <u>平成 21 年 12 月 18 日 改定</u></p> <p style="text-align: center;">＜第 1 条から第 17 条まで変更なし（略）＞</p> <p>第 18 条（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>本組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>2. 共済金の支払事由が生じた後でも、本組合は、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた支払事由に対しては、本組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求します。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>

新（変更後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;"><b>生命保障特別約款</b></p> <p style="text-align: center;">＜第1条から第5条まで変更なし（略）＞</p> <p style="text-align: center;"><b>障害担保特約条項</b></p> <p>本特約条項は、生命保障特別約款に自動的に付帯されるものであり、本特約条項を生命保障特別約款と分離して引受けすることはできません。</p> <p style="text-align: center;">＜第1条から第5条まで変更なし（略）＞</p> <p>第6条（高度障害共済金および傷害後遺症共済金を支払わない場合） 本組合は、普通共済約款第3条（共済金を支払わない場合）の規定に加え、被共済者が次のいずれかによって高度障害および傷害後遺症になったときは、高度障害共済金および傷害後遺症共済金を支払いません。</p> <p>① 被共済者の自殺行為 ② 共済契約者または被共済者の故意による傷害行為 ③ <u>初度責任開始日前に発病していた疾病と医学上因果関係のある疾病</u></p> <p>第7条（普通共済約款等との関係） 本特約条項に規定していない事項については、本特約条項に反しない限り、普通共済約款および生命保障特別約款の規定を適用します。</p> <p style="text-align: center;"><b>死亡・高度障害時代替労力等サポート特約条項</b></p> <p style="text-align: center;">＜変更なし（略）＞</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>	<p style="text-align: center;"><b>生命保障特別約款</b></p> <p style="text-align: center;">＜第1条から第5条まで変更なし（略）＞</p> <p style="text-align: center;"><b>障害担保特約条項</b></p> <p>本特約条項は、生命保障特別約款に自動的に付帯されるものであり、本特約条項を生命保障特別約款と分離して引受けすることはできません。</p> <p style="text-align: center;">＜第1条から第5条まで変更なし（略）＞</p> <p>第6条（高度障害共済金および傷害後遺症共済金を支払わない場合） 本組合は、普通共済約款第3条（共済金を支払わない場合）の規定に加え、被共済者が次のいずれかによって高度障害および傷害後遺症になったときは、高度障害共済金および傷害後遺症共済金を支払いません。</p> <p>① （略） ② （略）</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>第7条（普通共済約款等との関係） ＜同左（略）＞</p> <p style="text-align: center;"><b>死亡・高度障害時代替労力等サポート特約条項</b></p> <p style="text-align: center;">＜変更なし（略）＞</p> <p style="text-align: center;">＜以下、変更なし（略）＞</p>

※ 変更箇所の下線（    ）を付しております。